

文京区地域の支えあい体制づくり推進事業 「サロンぶらす」ご案内 (2021年度版)

サロンぶらす とは？

「サロンぶらす」とは、参加者同士が交流を深め地域の支えあいを図るとともに、住民が自主的に地域の各種課題の解決を図る活動です。

【このような活動（団体）が対象となります】

① **社会課題に対応**することが出来る

- ・外国にルーツをもつ方の学習支援
- ・不登校児や家族のための居場所
- ・若年性認知症について交流や学びの場
- ・精神障がい者について学ぶ場
- ・医療的ケア児について交流や学びの場
- ・障がい者等の社会参加のための居場所
- ・ひきこもり者と家族の居場所
- ・多胎児やその家族のための交流の場

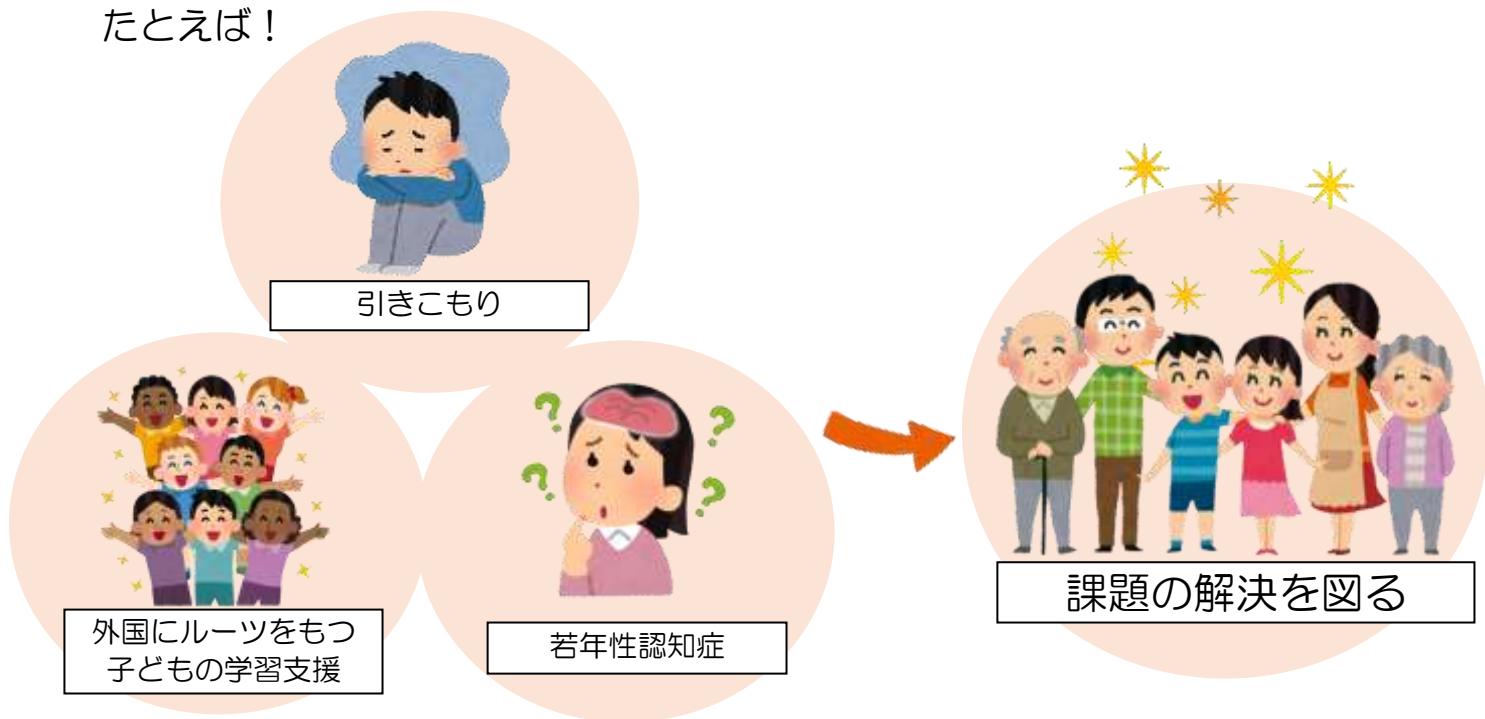
② 参加者が5名以上いる

③ スタッフを1人以上常駐させている

④ 基本月1回以上活動している

⑤ 地域の皆さんが主体的に運営している

たとえば！



★趣味の教室や習い事のような活動とは、異なります。

×このような活動（団体）は対象ではありません×

- ・宗教、政治活動を行っている団体
- ・活動内で営業行為を行っている団体

1. 社会福祉協議会からの支援

【1】地域福祉コーディネーターが活動の立ち上げや運営のご相談にさせていただきます。

〈相談例〉

立ち上げ

今の活動がこの活動に該当するか教えてほしい！

立ち上げ

社会課題への対応とは、どんなことをすればいいの？

運営

定期的に会場を押さえることが難しくなってしまった…

運営

一緒に活動する仲間をもっと増やしたい！

まずは地域福祉コーディネーターにご相談下さい♪

※地域福祉コーディネーターは、社会福祉協議会の職員です。



【2】審査および手続き完了後、補助金が交付されます。

補助金①

立ち上げに必要な物品の購入費を支給します。

上限 50,000 円

※立ち上げ時、1回に限り、事業登録日より3ヶ月未満までにかかる経費を対象とします。

補助金②

運営にかかる経費を支給します。

月に4回を限度に1回につき2,000円での運営経費。

年度の途中で中止・開催回数を減らした場合は精算が必要です。

【対象となる経費は次のとおりです。】

対象経費	内容
会場費	会場使用料及び土地建物借上料
謝礼	講師への謝礼
運営費	消耗品費、食糧費（お茶等）、印刷製本費、光熱水費等
役務費	郵便費、手数料、通信運搬費等

詳しくは、地域福祉コーディネーターにお尋ね下さい！

【3】保険に加入していただきます。

傷害保険と損害賠償保険に加入していただきます。詳しくは、4ページをご覧下さい。

2. 申請の手続き

【1】地域福祉コーディネーターにご相談ください

以下のような点を、皆さんと一緒に確認していきます！

- 活動の計画を立てましょう
→活動プログラム内容
- 収支計画書を作成しましょう
- 会場は安定して確保できていますか
- メンバー間の意識合わせはできていますか 等々



【2】応募書類を提出していただきます

- ①補助金交付申請書
- ②団体概要書
- ③事業計画書
- ④立ち上げ経費交付申請書(立上時のみ)

※提出いただいた書類等は返却できません。写しはコピーをとって保管してください

※立ち上げ経費については事業登録日の1か月以内にご提出ください。

【3】審査を行い、結果を送付します

ポイント!

～ 審査項目はどのような内容ですか？～

1. 自主的に課題解決を図る活動をおこなっているか。
2. インフォーマルな資源が不足している社会課題に対応できる場となっているか。
例)・外国にルーツをもつ子どもの学習支援 ・ひきこもり者と家族の居場所
 ・不登校児や家族のための居場所 ・障がい者等の社会参加のための居場所
 ・若年性認知症について交流や学びの場 ・精神障がい者について学ぶ場
 ・医療的ケア児について交流や学びの場 ・多胎児やその家族のための交流の場
3. 繼続して開催することが可能となっているか。

【4】交付が決定した場合、以下の書類を提出していただきます

- ① 補助金交付請求書兼口座振込依頼書
- ② 活動の内容がわかる書類

※補助金はすべて口座振込みになります。

※振込先口座の名義は「団体名」または「代表者」にしてください。

申請書の提出にあたり

1. 申請内容に変更がある場合は申請事項変更届を提出してください。
2. 事業計画から大きく事業内容や規模が変更されている場合は、登録を取り消すことがあります。

3. 交付決定後の手続き

【1】8月末時点の経過報告を行っていただきます（9月5日締切）

※開催回数を変更される場合は、経過報告書類と合わせて変更届をご提出ください。
審査を行い、10月からの運営費にかかる経費を支給します。

【2】年度末（4月5日締切）に実績報告を行っていただきます。

4. 保険

安心して活動していただくため、傷害保険と損害賠償保険に加入していただきます。ただし、以下の条件を満たす場合のみ適用となります。

傷害保険とは…

活動に参加される方々が、会場内（活動中）あるいは自宅との通常の経路（往復途上）で発生した偶然な外来の事故によって、参加者またはボランティアがケガをした場合に保険金をお支払いいたします。

損害賠償保険とは…

活動内において発生した事故で、他人の生命・財物に損害を与え、ボランティアの方々が法律上の賠償責任を問われた場合にお役に立つ保険です。

5. 問い合わせ

「サロンぷらす」に関してのご質問等は、以下までお問い合わせ下さい↓↓↓

★文京区社会福祉協議会 地域福祉推進係・・TEL03-5800-2942

地域福祉コーディネーターが所属しています！



社会福祉法人
文京区社会福祉協議会